

第2回座間味村議会臨時会

第1日目

8月16日

平成24年第2回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成24年8月16日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成24年8月16日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成24年8月16日 午後3時15分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	金 城 勝 英	3 番	金 城 善 昇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	仲 地 勇	教 育 課 長	野 崎 進
	政 策 調 整 監	垣 花 健		
	総 務 課 長	大 城 直 人		
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成24年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成24年8月16日午後1時30分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案説明（議案第35号から議案第38号まで）
4	議 案 第 3 5 号	工事請負契約について（平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設 機械設備工事）
5	議 案 第 3 6 号	工事請負契約について（平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設 電気設備工事）
6	議 案 第 3 7 号	平成24年度座間味村一般会計補正予算について
7	議 案 第 3 8 号	平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成24年第2回座間味村議会臨時会を開会いたします。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 金城勝英議員及び3番 金城善昇議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．議案第35号から議案第38号までの提出議案の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第35号

工事請負契約について

平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械設備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械設備工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 115,500,000円
(うち消費税5,500,000円) |
| 4 契約の相手方 | 長崎県長崎市川口町10-2番地
協和機電工事株式会社
代表取締役 坂井 秀之 |

平成24年8月16日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械設備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第36号

工事請負契約について

平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設電気設備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設電気設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 73,657,500円
(うち消費税3,507,500円)
- 4 契約の相手方 那覇市泊3-5-7番地
株式会社 沖縄計装
代表取締役 洲 謙 賢 勇

平成24年8月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設電気設備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第37号

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年8月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

平成24年度座間味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,415千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,603,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年8月16日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		858,497	13,212	871,709
	1 地方交付税	858,497	13,212	871,709
13 県支出金		330,631	56,582	387,213
	2 県補助金	289,999	56,582	346,581
16 繰入金		49,790	13,861	63,651
	2 基金繰入金	49,789	13,861	63,650
19 村債		46,502	3,760	50,262
	1 村債	46,502	3,760	50,262
歳入合計		1,515,949	87,415	1,603,364

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		121,417	17,162	138,579
	1 保健衛生費	78,933	1,602	80,535
	2 清掃費	42,484	15,560	58,044
7 商工費		95,847	△3,526	92,321
	1 商工費	95,847	△3,526	92,321
9 消防費		60,715	68,890	129,605
	1 消防費	60,715	68,890	129,605
10 教育費		169,320	4,889	174,209
	5 社会教育費	2,957	4,889	7,846
歳出合計		1,515,949	87,415	1,603,364

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 34,500	証書借入 又は 証券発行	% 年5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 38,260	証書借入 又は 証券発行	% 年5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。

議案第38号

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成24年8月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,602千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年8月16日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		49,720	1,602	51,322
	1 繰入金	49,720	1,602	51,322
歳入合計		283,508	1,602	285,110

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		232,282	1,602	233,884
	1 営業費	232,282	1,602	233,884
歳出合計		283,508	1,602	285,110

以上、よろしく申し上げます。

続きまして調整監のほうから説明させていただきます。

○ 政策調整監（垣花 健）

私のほうから議案第37号と議案第38号について、若干補足の説明をします。

まず一般会計補正予算の第4号の2ページと3ページで説明をさせていただきます。

まず今回の補正の総額が8,741万5,000円ですけれども、これについての歳入の説明をします。今回の補正の財源は、まず初めに9款の地方交付税1,321万2,000円です。これについては普通交付税となっておりまして、先に行われた7月の算定で普通交付税が確定しております。予算との差額ということで、今回の一般財源の財源に充てます。

次に13款の県支出金5,658万2,000円。これは歳出のほうにあります一括交付金の今回の追加増額に伴う一括交付金分の補助金の増です。

次に16款繰入金1,386万1,000円。これは基金繰入金ということで、財政調整基金を今回の歳出の一般財源に充てるということで一部取り崩しをしております。

次に19款の村債376万円ですが、これについては臨時財政対策債ということで、これも7月に行われました交付税の算定でこの額が確定しまして、376万円の財源が確保できましたので今回の一般財源に充てさせていただきます。

次に3ページの歳出のほうです。まず4款の衛生費のほうで1,716万2,000円の補正がありますけれども、項のほうでまず1項保健衛生費160万2,000円は簡易水道特別会計への繰り出しとなっております。

次に第2項の清掃費1,556万円は、これも一括交付金分の事業でありまして、美ら島環境整備事業ということで小型焼却炉の購入、あとフォークリフトの購入ということで1,556万円計上しております。

次に7款の商工費352万6,000円の逆に減額補正となっておりますけれども、当初予定しておりました観光協会への委託金、補助金等が国からの内諾が少々遅れた部分がありますので、その分の減額と逆にライフセーバーの委託期間を延ばすということで200万円ちょっとの増加がありまして、差引352万6,000円の減額補正になります。

続きまして9款消費費の補正のほうで6,889万円の補正がありましたけれども、これにつきましては旧ではないですね。村道阿佐線、旧道と通常呼んでおりますけど、その避難路のですね当初、貯水池、配水池ですかね、近辺まで予定していたものを今年度中に全線を改良しようということで大幅に追加をしております。

次に、もう1件としましては防災の備品としまして、これも1,000万円ちょっと追加をしまして合計6,889万円の追加補正になります。

最後に10款の教育費。社会教育費のほうに488万9,000円補正で計上してありますけれども、これについては新たに一括交付金で村内の民話をまとめる事業ということで教育委員会のほうで実施する予定であります。

議案第37号の一般会計補正（第4号）については以上です。

議案第38号の簡易水道事業特別会計補正予算ですが、これについても2ページと3ページで説明させていただきますと、今回160万2,000円の補正額ですけれども、これについては財源としては一般会計からの繰り入れを予定しております。

3ページの歳出のほうなんですけれども、第1款の簡易水道事業費、第1項営業費のほうで160万2,000円ですが、これの内容としましては阿嘉の浄水場の機器の修理ということで、浄水機能が損なわれつつあるということですので今回、急な事業だったものですから、臨時議会のほうで計上させていただいております。以上で説明を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第4．議案第35号 工事請負契約について（平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械設備工事）を議題といたします。

これから質疑を行います。2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この工事請負費でございますけれども、この業者につきましては実績がどのぐらいあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。実績は昨年、沖縄の波照間のほうでやっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この入札ですけど、何社で入札したのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

入札については平成24年7月27日、1時10分から入札を行いまして、指名をしましたのは5社、入札は結果的に辞退もあってですね2社が入札に参加しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。これにつきましては、やはり非常に肝心な機械でございますので、多分大丈夫だとは思いますが、今後またそういうことの点検等いろいろやりましてですね、スムーズにいくようお願いしたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

去年の10月の議会ですね、建物の工事契約の承認ということで議会がありました。いわゆる上屋の分ですね。そのときに聞いたんですけども、この設備の排水はどこにどうするのかということを知っていたら、今年は上屋なので来年までには時間があるので排水の方法は時間をかけて検討しますという答弁がありました。今回、この契約の中で取水排水の方法、経路を教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑、先ほど質疑があったように確かに10月にそういう皆さんからの御意見もあって、十分検討するということでありまして、当初は構内ですぐということで、それを持ち帰って宿題ということでありましたけれども、今回、防波堤がありますよね。あれから防波堤の中を通して、あれから50メートルぐらい沖のほうに、今回の事業に入っています。

取り方には変更はないんですけど、当初、調査というんですか、財源調停書の調査費で自分でやったものですから、その調査を待って今回100%は取れないということで、もう1期予備ということで補助対象ということでありまして、取水をもう一カ所設けたいという予定であります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この間、掘ったのとは別にもう1個掘って、より地下から取るということでは変わらないわけですね。そういった取水がどこである、地下からである。そしてその処理水、排水をどの地点で放水するというのはきょうもらえませんか。我々は村民に持ち帰って報告する。いろいろ質問があるんですよ。それで、防波堤の沖に今言われているように放水すると言われているんですけども、すぐ隣には、去年も話したように漁業権が今は防波堤の内側でヤイトハタの養殖をやっているんですよ。それからダイビング関係者からは、あのウルの先を回ったら、今一番竜宮城、村長がよく言う樂園がまさにそこなんですよ。それはダイビング関係者は非常に気にしているんですね。この高濃度塩水がそこに放流されると、高濃度というのは比重が重いので滞留しますよね。そして漁協では新たにこの25、26日からナマコの調査を始める予定です。ナマコといったら海の下にいるものですから、あれは高濃度塩水が滞留すると多分縮んで、いろいろ生態系に影響があると思います。そういったのも、本当に勇み足じゃないかなとの村民からの声なんですよ。いろいろ聞きたいのが山ほどあるんですけども、まずはそういった対策がとられているのかどうか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑、当初B案のほうにということだったんです。10月に皆さんからいろいろ御意見もありまして検討ということで、今回A案のほうへ進めていくように。これは拡散放流ということでなっておりますので、すぐその地域が急に被害というんですか、そういうのは起きることはないということです。議会が終わったら住民説明等が必要ですので、そのときはまたコピーして再度、担当と一緒に説明を伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

それについて、私のほうから補足の説明をさせていただきます。たしか去年の放流先の説明では港へ直で湾内に落とすという予定でお話したところ、それでは通常3.5%の濃度が5.8%ぐらいになるということで、やはり湾内ということではまずいのではないかという意見をいただきました。その後にはですね、どの放

流先がいいのかということで、コンサル等とも話したところですね、今お配りした目の前にある波除堤の先。放流Bと書いているところですけど、そこかもしくは港の入口のほうのテトラポットが積んである防波堤ですけど、そのAということで検討したんですけども、やはり、より潮流のあるであろうと思われる放流Aのほうということで今回は工事をするという予定になっております。ただ、どうしても濃度が濃い水が流れるわけですけども、それについてもですね、渡名喜であるとか、栗国村とか、あと遠くは東京都の小笠原のほうと同じように港湾のほうに放流しているんですけども、大体同じような規模のやつなんですけれども、その辺を電話等で担当のほうから聞き取りをしたところによると特に海洋への影響は見られないという情報は得ております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

いわゆる海水淡水化の施設の中に、先ほど、きょう目を通したという資料にですね、これは今日見たんですよ、配られているもの。その中のこの事業概要、工事概要、海水淡水化設備、取水設備、前処理設備、逆浸透設備及び薬品注入設備とありますけれど、海水淡水化のマニュアルにですね、最後には放流施設みたいな設備の、もちろん前処理とか逆浸透設備とかなんですけども、その放流設備というのがあって、この文言に抜けているのがそもそも何か疑問に思っていますけれど、その放流設備を設置するに当たってですね、特に濃縮海水は塩分濃度が高いため、海洋生物に影響を与えないよう放流地点や放流方式に配慮が必要です。そして環境影響調査や排水拡散予測を行って安全性の検証も不可欠ですと書いてあるんですね。そこにどういった検証がされているのか。先ほど栗国の話もしていましたけれど、栗国に聞いたところイノーをパイプで横断して、そのイノーの七、八メートル落ち込んでいるところまで持って行って放流しているそうです。ただし、海洋生物に影響があるかどうかというデータは漁協としてももらっていないらしいです。200メートルぐらい延長していつているんですね。放流地点から。では、はたして座間味の港はいつも阿嘉の港より汚い、透明度が悪いと言われている中で、こんな防波堤の先でいいのかどうか。本当に50メートル離れたところに漁業権があるんですけども、それでいいのかどうか。そして、ここに放流するに当たって放水口を設けるに当たって、漁協との同意、協議は必要ないのかどうか。改めてお答えをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑ですね、一番Aのほうで、それが最適ということで案として上げておまして、渡名喜村とか栗国村の話がありましたけど、その周辺にいろいろな被害はないという条件を聞いております。それで私らとしても大丈夫ではないかということで拡散放流ということで、A地区がいいのではないかなということでそこに入れております。組合との話し合いは本当に申しわけなくて、本当は前もって事業計画のときに何らかの形で相談すべきだったと思います。それがまだそこまでいかなかったことは本当に申しわけないと思っています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

いわゆる漁協もそうなんですけれども、さっき言ったダイビング関係者、これを設置して取り返しのつかないことになったら大変だから聞いているんです。漁協及び関係団体との調整はしないで、きょうここで議会の契約の承認をもらいたいと。契約の中身については放流はこの地点です、業者はきょう議会で可決した

ら、そのとおりしますよね。契約どおり。その後でそういった悪影響が出たらどうするか、そして我々はきょう持ち帰って、同意しました、ダイビング協会、特に阿嘉・慶留間のダイビング協会なんか、これは阿嘉・慶留間の水とは関係ないですからね。そこで竜宮城がポシャってしまったら、何て言いましょかね、それで漁協への同意はいわゆる必要なくて強行できるものかどうか、同意ですね。書面的に。その確認はされましたか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

確認はとっておりません。申しわけないですけども。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

すみません、補足で答弁させていただきますけれども、今回の放流先はですね、護岸の突堤に埋設ですかね。露出か、すみません、ちょっと内容を確認していませんけれども、配管していくんですけども、もちろん港湾の施設の占用許可は必要だろうということは考えていました。ただ、漁業権を、海の中に構造物をつくるとか、何か破壊があるとかということがないものですから、特に漁協等への説明をしてこなかったという経緯がありまして、それについてはちょっとやるべきだったということで反省しておりますけれども、同意とかという施工に当たっての法的な根拠は発生しないと思っています。ただ、理解を得るべき説明等は必要だと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

海淡での先進地である栗国についてはですね、座間味漁協の栗国支部ということで、ここから漁協への意見を求められたそうです。それで漁協、当時の組合長参事も出かけて行って、向こうの組合長の話ですよ、前組合長の話。出向いてきてくれて、それで役場と協議したと。意見を交わしたということで、そのイノーを越えて200メートル沖合にもっていったということも聞いております。先ほどから言っているように、きょうの提案は、これは議会の契約の承認なので、この契約の承認が一番怖いのはですよ、役場が提案して議会が承認しました。結果、もう工事があしたから淡々と進みます。放水口はどうなっていますか。今言うように岩礁破壊もないし、特に同意はなかったからそのまましました。高濃度の塩水が放水口にたまりましたと言ったら、私たち議会はですね、何か事前に調整がなかったといえればそれまでなんですけれども、村民にどう答えればいいのか村長、一言。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今までの経緯については担当課長、あるいは調整監が説明したとおりでございます。今までそれ以降の話として今の御指摘の件ですが、私たちとしてはそういう環境破壊はないという基本的な各自治体の意見聴取も踏まえた上でのごことでさせていただいていることではございますが、工事を進めながらでもですね、例えばそういう問題等が発生するというふうなことが予想されるということになった場合にはまた工法等も含めて変更設計等も可能だと考えておりますので、その辺はこれからも引き続きいろいろな関係機関を通して調査等を進めさせていただきたいというふうな思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ダイビング事業者は本当に隣には非常に恵まれたダイビングポイントを抱えていますので、ダイビング事業者についてはすごく心配しているんです。そのままきょうの議会の行方を見守っている人たちがたくさんいます。彼らが言うには、やはり影響は間違いないでしょう。しかも、もちろん水のことだからということですね、みんな海淡を導入することには工事も始まっているし理解できているんですけど、それが、じゃあどこまでどうすればいいかという話もですね、村民も悩んでいるような状況なんですよ。となると、ウルのサチと安慶名敷の間ぐらいまで、一番潮流が速いのが向こうなんですね。こっちからは安慶名敷の西側に向こう側に流れるので、東と西の方向に潮が流れるので拡散されるんですよ。そこまで伸ばすしかないんじゃないかなというのが、いわゆるダイビング事業者の、全員じゃないですけども、そういった神経をとがらせている人たちの意見なんですよ。それがこの港口、そのままとなるとですね、どうかかなと思っているんですけども、これもきょうここに至っての話ですから、しょうがないと言えましょうがないんですけども、ただ、去年の12月の上屋の議会議決のときに時間がたつぷりあるので調整しましょうと言いながら、こういう結果になったのは非常に残念だと思います。そして関係機関への調整、それがなかったのは大変残念に思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

まず1つ確認します。放流設備のことなんですけれども、この海水淡水化施設、いわゆる濃縮海水とそれから排水処理後のその他の排水と合流させて海域に放流するための放流設備なんですね。放流される排水は周囲の海水より密度が大きいので放流後に沈降して低層に広がりやすい性質があります。内海や流れのないところですね。それから漁業に影響を及ぼすおそれがある場所では放流後、速やかに周辺海水と混合稀釈できる工夫が必要と思われます。放流速度や放流角度等について水、いわゆる処理実験等で検証することが大事だと思います。そこでこの契約については事前に、契約以前に村民及び関係機関との協議がなされていないということで今、議会でもちょっと方向性を見失っているんですけども、村長、ぜひ着手後、それか着手以前にですね関係機関、もちろん観光で飯を食っている人たちにとっても大変シビアな意見がたくさんありますので、そういった人たちを一堂に会し意見交換会、説明会が終わって意見交換会という場を持ってほしいんですけども、いかがなものでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問、地域住民等への説明をしてですね、それからまたさらにこみ合った組合というんですか、理事会、そういう説明会を早急に持ちたいと思います。確かに先ほどから言われているように、そういう組合関係に相談もなく、そのままずるずるしたことに對して本当に申しわけなく思っています。

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

ほとんど何を言っているか聞こえないんですけども、ぜひコンサルとかですね、そういった専門家も含めて、村が答えられないというものも専門的な部分があると思うんですよ。それで本当に客観性のある人たちも含めてですね、多分、村長が「これです」と言ったら、村民は「ああ、いいんじゃないか」と言うかもしれないんですけども、客観的な意見が述べられる立場の人も含めて説明会、そして住民からの意見、意見後にもしかしたら管の沖合への延長も視野に入れてですね、ぜひ説明会を持ってほしいと思います。

最後に、わかりやすい言葉で村長、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御指摘しっかりと承りたいと思います。私たちが今計画している放流場所が適正なのかどうかの検証、それから住民の皆さんの不安を払拭できるような説明資料を準備させていただいて、できるだけ早い時期に説明会を開催したいというふうに思っておりますので、その場合はまた皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

10月から、内容は進んでいない状況にありますけれども、放流関係については今、村長から答弁があったようにいろいろ手さぐりの状態になるかもしれませんが、前へ進んでほしいと思っておりますが、私が1つだけ聞きたいのは、これは当村でお金を出して、国庫補助も受けまして設備をつくりましても、運営管理はいつまでもできるものではありません。村長、これ海淡をやるようになったのは多分、広域で水道事業の話が出たときに県に通ってこの話が出てきて、つくるようになったと思うんですがね、その広域の話はどこまで今進んでいますか。これをつくった後、何年後ぐらいにどうこの財産がどうなるのか、広域のもので買い取ってもらうのか、それともずっとこのまま負担を続けるのか、この辺をちょっとお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

水道の広域化の件なんです、この件に関しては今年度、県のほうの事業でですね各自治体の持っている水道施設、例えば座間味で言ったら、まだこれは海淡はできていませんが、今持っている浄水場とか管路とか配水池とか、そういうものの各自治体の財産の調査が今年度入るというふうに聞いております。その中で、それを受けて来年以降にまたどういう形で進めていくのかという話になってくると思うんですが、まだ県のほうからは詳細として、いついつになったら座間味村は水道の広域化が始まるという詳細の年数は聞いておりませんが、できるだけ早い時期にしたいというふうに話をさせていただいておりまして、県庁に行くときにいろいろ話を聞くんですが、一生懸命頑張らせていただいていますという答えをいただいておりますので、今はその状況を見守っているという状況でございます。私たちから特別今アプローチする仕事は特になくて、今、県のほうで資料の収集、データの収集をしているところだというふうに伺っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

簡易水道事業はずっと赤字で、いくら頑張ってもだめなんですね。こういう小さい地域ではね。料金をどんどん上げたところで黒字には持って行けないんですよ。その分だけ住民に負担をかけるわけにはいきませんのでね、これをつくっても経費がかかります。一日も早くこの財産を買い取ってもらってですね、はっきり言いまして買い取ってもらって、あとは供給する分だけ水を買って、それを供給すると。今、那覇市なんかがそうやっているわけですよ。那覇市なんかは年間6億円も黒字を出していますからね。この黒字分をそっくりこっちにすればいいんですけども、そうもいかないのですね。ゼロになればいいんですよ。赤字をつくらなければいいわけですよ。ゼロまで持って行けるように交渉を続けておいて、情報はどんどんこっち側に流してくださいね。自分たちもいろいろ情報を集めているいろいろやろうとするんですけども、何か県は村のほうで情報をとめるように言っているのかわからないんですけども、自分たちのここには来ないものですからね、自分たちは違うルートでいろいろ情報集めをしています。今の広域化の話もどんどん他市町村とも話し合いをやっておりますので、できるだけまとまって早く実施するようにしてください。そうすれば一般財源も浮きますから、ほかの事業もできますから。私が言いたいのはそれだけです。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 工事請負契約（平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械設備工事）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 工事請負契約（平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械設備工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第36号 工事請負契約（平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設電気設備工事）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 工事請負契約(平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設電気設備工事)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第36号 工事請負契約(平成24年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設電気設備工事)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開いたします。

日程第6. 議案第37号 平成24年度座間味村一般会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

お答えします。阿佐区避難路整備につきましては、一括交付金を活用して避難路及び観光道路として整備をすることになりますが、旧阿佐線延長580メートルのうち125メートルを当初は整備する計画でしたが、これを終点、ヘリポート横までですね、上のほうまで一気に整備をすることになりましたので、その道路の延長増に伴う追加費用として計上しております。

○ 議長(中村秀克)

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

この線は何か認定されたような道なのか。例えば村道なのか林道なのか、何なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

これは旧道で村道阿佐線になります。整備になります。

○ 議長(中村秀克)

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

わかりました。これはやはり、それだけ整備するというのは、これからまた阿佐と座間味線のこれから改修に入ってくるわけですが、これが完成しましたら、こちらを歩いていいものだと思うんですけども、私が言いたいのは、今、阿嘉島の後原、村道後原線があるんですけども、もう大変なんですね。見ても、行ってびっくりするほど、でこぼこで穴があいてですね、観光客もびっくりするほどなんですよ。だから、こういったものは一括交付金で一応整備するんですけども、やはりあちこちの部落とかいろいろなものをちょっとぐらい村は考えてもらわないと困るわけですね。だから、これについての採択につきましても、やはりまた補助の対象にできないものか。一括交付金では一応やるんですけども。こういったものをですね、

非常に流動的なものやっつけていかないと後原線というのはずっと前から言われていますね、これは。今言ったように草もぼうぼうして車もようやく走るんですよ。だから、草刈りもできないような行政そのものというのはですね、私はこの前も観光の人が「何であの道は村道だけれども、車がようやくしか通れませんね」と言うんですね。だから、行政というのはですね、やはり地域地域がどうなっているか、これを見ないとですね、非常に困るわけですよ。だから、これを延長して、延長するというのは今みたいに、こちらの改修をやって私は今後いいかなと思って今やっているわけでございますけれども、だから、この前の部落総会等におきましても、これは予算が出たんですけども、街灯問題についてもですね、きのうおとといなんかも観光客から阿嘉の部落はみんな海岸までみんな切れているんですね。これは正月のときから言っているんですよ、私は。このままできないのが行政というのは笑われるんですよ、こんなのは。だから、身近なものからやっつけていかないと、行政というのはできないものですからね、今後はもう少し地域のあらゆるものは回っているやっつけてもらいたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今回の補正で2点ほどお聞きしたいと思います。先ほど総務課長が親切に参考資料、説明資料をお配りしてありますので、それとあわせながらお聞きしたいと思います。まず、この補正予算の9ページの衛生費、清掃費の中の美ら島環境整備。これは説明資料の左側に9ページと書いてあるもんです。補正事由ということでよろしいでしょうか。補正事由というところで、3行目に漂着・観光ごみを現地で処分するための小型焼却炉導入及び運搬のためのフォークリフト導入へ見直しとあります。この小型焼却炉の概要、規模等の説明をお願いしたいと思います。これが1点目。

もう1つは、これは教育委員会ですかね。ページで言うと11ページ。説明資料の一番下の欄ですね。座間味村歴史・文化継承事業。これは新規事業ということで書いてありますけれども、この概要と事業の概要。それから、これは委員旅費と書いてありますけれども、この委員会、委員というか編さん委員というのを設置するんですか、そういった概要。この2点をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

小型焼却炉の概要についてなんですが、これは「ちりメーサー」という機械なんですけど、1時間当たり50キロの焼却能力。それからダイオキシンの発生が法規制50分の1で自動運転なので、要員を配置する必要もないと。それから煙もほとんど出ないという、そういう機械を今、導入を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

すばらしい名前ですね「ちりメーサー」。これは規模、50キロはわかりますよ。焼却能力50キロですよ。例えば阿嘉とか座間味とか慶留間とかで車で運搬して、ごみを一カ所に集めてもらっているところに、この「ちりメーサー」が出向いて行くんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

そうではなくて、固定して建屋の中にですね、この施設を設置する予定です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

その建屋はどこですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

今回はごみの量の多い座間味クリーンセンターに設置を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

及びその運搬のためのフォークリフトという、このフォークリフトはクリーンセンターの中で使う備品と
いうことのフォークリフトですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これもこの焼却炉導入にあわせて、より業務が効率的にいくよう、合せてフォークリフトを購入するとい
うことです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。「ちりメーサー」を今のクリーンセンターに設置して小規模ごみを焼却すると。それから
フォークリフトはそのクリーンセンター内の備品として設置するということですね。ありがとうございました。
わかりました。次、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

それでは概要について説明します。この事業はですね歴史・文化のある本村の民話、建設編、童話編につ
いて、長老や語りべより収集した記録をもとに1冊の冊子として発行する事業で、具体的に言いますとす
ね、平成7年度に県内の大学生が座間味村の民話について調査が行われ、そのときの長老や家庭で聴取した
記録が残されており、これをもとに今回は整理検証し補足調査を行い、成果品として、冊子のスタイルとし
て冊子を発行するものです。

そしてもう1つ、これはですね座間味村の出身者で構成する座間味村民話編集委員を立ち上げることです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ということは、以前にそういった大まかな編集というか、資料集めは終わられているわけですね。これを
新たに製本して…。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

聞き取りしていますので、それを編集します。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。大まかにはわかりました。頑張ってください。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

2点です。まずハートフルサポート基盤整備事業。この事業の事業スタートはいつごろになるか。あと海の駅観光協会事業ですね。こちらのほうは10月と書いていますので、これも予定どおり10月にスタートできるのかわかりませんか。事業の開始日をお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ハートフルサポート基盤整備事業の事業開始スタートは10月1日を予定しております。事業自体はもう補助事業として始まっておりますので、施設の開所は10月1日になっています。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

観光協会設立に向けて10月1日をめどに現在進めているところですが、実は先月、村内の各団体の代表者、ダイビング協会、ホエールウォッチング協会、漁協、商工会の代表を集めまして意見交換会をしました。それで今回、あしたですね、また阿嘉で同じように事業者の方との意見交換会をして、今月中に全体の第1回の住民会を設けて、それから来月に入って規約等、そういう庶務事項がありますので、2回ほど会議を予定して10月1日から設立開始できるよう頑張ります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。どちらともですね、非常に心待ちにしている方、あと期待されている事業でありますので、ぜひ予定どおりよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

似たような質問になりますけれども、このハートフルサポート基盤整備事業は偕生園でしたか、そちらからの事業の件ですよね。それで3月でしたか、その中で要するに財産の内容、どういう契約をするのか事前に出すようにとあってあるんですけども、それがどうなっているのか。どこまで進んでいるのかわからないですからね。工事もどこでやるのか、10月1日から工事をやるのか、それとも10月以前に工事を行って、それで入居開始とか事業開始をするのか。その辺はどうなっているのか報告してください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。7月末で一括交付金の内示を受けまして、申請のほうを偕生会さんのほうから上げていただきまして、偕生会さんのほうで工事の入札を行っていただいて前の地主さんより偕生会さんが買い取って名義の変更をしております。それと同時にですね介護広域のほうに事業の申請をいたしております、9月20日をめどに工事が終了ということになっております。その後、介護広域のほうで現地の調査に参りまして、申請を受理させていただいて10月1日開始ということで入所、それから事業の開始は10月1日を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

内容についてはわかりましたけれども、要はこちらから公的資金を入れるわけですからね、だから、その内容でどこまでが座間味村が負担する分で、財産権はどこまであるのかと。内容の契約をするという話でしたね。それを事前に自分たちに、議会にも提出してくださいという話だったんですよ。これはその内容について全くわかってないわけですよ。ただ9月20日に工事が終わって、10月1日から入所が可能であるということは分かっていますけど、その工事費に関して幾ら負担するのかとか、それに関しては全く何もなしですか。なしとしたらおかしい話になりますよ。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

事業の内容に関しましては申請書を、入札が終わりまして申請の事業の内訳等を出してもらいますので、そのときにお示ししてもよろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから、今後運営していく中で村の財産をつぎ込んだり運営資金を突っ込んだりするわけですからね。その詳細が、どこまでの範囲が役場の座間味村のものであって、それ以外は偕生園のものですよという内容が、契約内容といいですか、そういうのが全くわかっていないわけでしょう。そういう契約は交わしていないわけでしょう。そういうものを交わさないと年間、何千万円出してもいいですよということにはならないと思いますよ。それを私たちはどういう内容でやるのか、契約内容がどういうものであるのか示すようにということで前から話が立ち上がったときに私たちはそういう話をしたはずなんです。それが今までなされていないというのはどういう理由でなされていないのか、その辺もお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

補助金ですね、村内での交付要綱をつくっておりますので、その一方、ちょっと決裁はもらっていないんですけども、決裁が終わり次第お見せしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

向こうとの関係の中でね、自分たちが出す金額に対して、これはどこまで所有権が認められるのか。財産

権が認められるのか。運営に対して、例えば社協の職員を全部そこに採用するという話でしょう。それに対して今まで社協に出しているものをそこに。要するに金額を入れるわけですよ、おそらく。これらは補助金という形になるのか、どういう形になるかわかりませんが、とにかく金額はそこに移って行くわけですからね。そういう契約というのはどうなっているのかということなんです。そういうものをやりますというものが私たちに今、「はい、これですよ」と言う必要もないですよ。例えばつくっているのであればね。ただ、相手方との契約内容を私らは知りたい。そういうことなんです。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問なんです、確かに今まで社協に出しているお金を運営費として補てんするという内容の契約ではございません。あくまで施設に対しての補助をするという内容の計画なんです、今のお話の中で、確かに社協に今、運営費として1,000万円ほどの金額を出しておりますけれども、その分ですね、今回、県の一括交付金で島嶼サービス型ということで9月に補正を入れさせていただき予定をしておりますが、県のほうが赤字を抱えている事業所に対して補助するという一括交付金の利用がございまして、その分、島嶼サービスを利用している事業所に対して市町村が4分の1、県が4分の3という形で補助することになりましたので、当村のほうもそのような形で補助させていただき予定をしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何か聞いている内容と答えてもらっている内容が違うので、次にどう聞いていいかわからなくなりましたけれども、とにかく社協のことはそうなると思っていたんですけども、問題は施設の運営方法とか、座間味村とどういような形になるというのを、全く勝手に「はい、やりました。皆さん運営費の一部を補助してください」ではないはずなんです。そういうのはあらかじめ何かの契約というか、そういうのがあるはずなんです。そういうものが私らは知りたいと言っているわけなんです。社協のものが向こうにもあります、県から補助金があります、そういう部分のものを聞こうと思って言わなかったんですけども、ただ、そういう内容があるはずですから事前に示してくださいと言っているんですよ。じゃあ、これに関しては以上です。

あとですね、海の駅観光協会事業は9月に何か、この海の駅というのはよほどこだわりがあるのか。ずっとそのままになってますけれども、これは内諾が7月末となり、そのため4月から7月分までの賃金職員の財源を一般財源へ組み替える必要が生じ、あわせて協会設立を10月と設定し、事業費全体の見直しによる減額が生じたとありますけれども、これは1,000万円の減額になっておりますけど、4月から7月までの賃金職員の財源を一般財源へ組み替えとありますけれども、賃金職員というのはどういうことでしょうか。協会はまだないはずなんですけれども。それについて説明してください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは観光案内所に現在配置している職員の賃金であります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要はあれですか、商工会との委託契約費ということになるわけですね。あとは10月になったらその商工会との契約はしないということになるわけですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

10月以降、観光協会設立後は観光協会のほうでそういう賃金は中で扱いますので、商工会を経由することはありません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

座間味村はとんでもないところですね。はっきり言います。商工会、これは雇用再生事業が3年間あって、その中の2年の中でね、私は当時の課長にも2回も3回も念押しをしたんですが、雇用再生事業は役場が直接タッチしたら1,000万円もらえませんかよと確認して「はい、わかりました」と契約しますと言ったんですね。ところがやらない。商工会は理事会でノーと。受けられないと。それはなぜかという、2年後からは自分たちで金を出してちゃんと事業を継続しないといけないというルールがあったからです。役場は直接やってはいけませんよということだったんですね。そのためにノーと言ったのに4名ですよ、臨時職員を雇って、観光案内所を続けました。県にその人件費を請求しました。ノーですよ。ゼロですよ。ゼロ。じゃあこれはどこで補ったか。ごまかしの補正予算をつかって阿真の観光案内所をつくるかわけのわからないことを言って何百万円か、これをやっているんですよ。その後10月から商工会の理事会で否決されているやつを今度は脅して、契約させて委託を受けさせてやっていますよ。今、要するに観光事業をやろうということで観光部会というので、どんどん話し合いを進めている最中なんですね。どう生かそうか。それをまた今度は、「協会をつくれますから、あなたたちとは契約しませんよ」と、商工会もそれなりに今、部会までつくってやって動いているわけですよ。それを「いや、今は一括交付金がありますから、こっちで勝手に協会をつくれますから、皆さんとは契約しません、委託契約しません」と。それで済まそうとしているわけですか。これもはっきり言って1,000万円減額ということは、直接今、金を出すということなんですよ。これ。人件費だけですよ。これは。ということは、直接、役場がその人たちを雇っているのと一緒なんですよ、これ。臨時職員として雇っているのと全く変わらないわけですよ。はい、また一括交付金がなくなりました、観光協会は解散ですよということになるわけですか。今、商工会は会員がたくさんいるから商工会は国や県からのちゃんとした金が降りてくるからできるんだけど、観光協会って会員は何名ぐらい見積もっていますか。会費、年間の会費は幾らぐらいで見積もってやっていますか。これ100%村が面倒を見るということになったらおかしな話になりますよ。はっきり言いますが、観光協会は村で直営でやって100%金を出すということはやっちゃいけないことですからね、これは。その辺についてはどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

観光協会を運営するに当たっての収入なんです、もちろん当初は一括交付金、もちろん入れて補助を出して運営するわけですが、それプラス今考えているのは会費ですね。例えば今、各ダイビング協会、あるいはウォッチング協会、商工会とかいろいろなところに個々で会費を出していると思うんですが、そういう会費を一元化にして観光協会のほうで徴収をして運営ができないか、そういうふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

各ダイビング協会ね、ホエールウォッチング協会もそうなんですけれども、全部それぞれ会費が違いますよ。商工会は年会費1万2,000円、毎月1,000円ですよ。これは会員からですよ。国や県からのお金もあるからできるんです。ところが観光協会、もつと思いますか。1人、月に5万円出しますか。絶対にもちませんよ。役場はだけど、やったから口を、自分たちから立ち上げを出しているわけですから、何かの形でいろいろ補助を出さないといけなくなりますよ。これは一般財源から出せませんからね、これは。言っておきますけれども。

あと、皆さんは余り関心がない。でも、産業振興課長と調整監はわかると思いますけれども、この間、村長は認定書をもたらしてきたでしょう。エコツーリズムの。あれは推進協議会というのがあるわけですよ。あれはエコツーリズムをやろうとして教育委員会も全部入っているんですよ、あれ。各区長会も。何でエコツーリズムの一番上に立っている観光に対して、一番上に立っているところをうまく生かさないんでしょうか。あれは商工会の会長がリーダーです。会長は村長になっているわけですよ。逆に言えばね。これをまとめるのは。実際に動くのが商工会の会長がやっているわけですよ。何でそれを生かさないのかと、あれはすべて網羅していますから。観光協会を新しくつくるんじゃなくて、そのエコツーリズムのあれでね、役員もみんなもどの団体にも所属していますから、それをこうがっちり握って、それを生かしてやっていけば、もっともっといいものができますよ。何でわざわざ商工会に委託しているものをはぎ取って、また新しいものをつくるのか。全部を網羅したものがあなたのところの長になっているのだから、それをなぜ生かさないのか。その推進協議会を何年間もやってきているわけですからね、役場も全部絡んでいますよ、あれ。漁協も。そういうものを生かしてやる方法という考え方があってもいいと思うんですけども、村長はどう考えますか、それについて。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

全くノーと言うつもりはございませんが、観光協会の組織の内容も今から詰めるという状況もありますので、御意見を承ったということで今はここまでしか回答できないのかなというふうには思っております。これからしっかりと勉強会が立ち上がっていくわけですから、その中でもいろいろと議論させていただいて、座間味村のあるべき姿、座間味村に本当に必要であるべき姿の観光協会の設立を目指して私もお手伝いをさせていただきたいというふうに思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、10月1日からのスタートと言っていますけれども、あと何日ですか。あとわずかしかないんですよ。15日に勉強会と言いますけれども、毎日勉強会をしたって40日しかないですよ。はっきり言いますけれども。さっきの水道の海淡の件みたいに、半年あるから十分に勉強できますと言って、結果、何も勉強していないというのと全く同じことになりますよ、これは。調整監は何十回も渡嘉敷に行ったり、こっちで会合したりして、それをやったでしょう。エコツーリズムの推進協議会や、そういう協議をいろいろな団体とやってきて、そこまで持って来ているわけだから、それを生かす方法を。もう十分に理解しているはずなんですよ、この観光に対しても何をすべきかというの。協議会に参加した人たちは全部わかっていますよ。

渡嘉敷との交流もありますからね、観光協会をつくったらまたやりますか。その新しいのを。こういうのを名前だけ変えて観光案内所、4名か5名かわかりませんが、特に人件費を入れて成立させようということ自体がちょっと浅はかな考えだと私は考えているのでね。もうちょっと熟考してもいいんじゃないかな。10月1日からどうのこうの言うのではなくて、来年の4月からでもいいんじゃないですか。もう日がないですよ、あと1カ月しか。産業振興課長は毎日その勉強会できますか、みんなと。多分できないと思いますよ。これを10月1日からやるというこれは文言を消したほうがいいんじゃないですかね。この資料説明では補正予算をそういうふうにもっていけない。以上。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

すみません。今の話を聞いていてちょっと疑問があったんですけど、4月から今の海の駅観光調査事業補助金の件ですけれども、4月から7月分の賃金職員の財源を一般財源に組み替えるために必要ということは、4、5、6、7、4カ月で1,000万円の人件費がかかっているということですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ただいまの海の観光協会補助金のマイナス1,000万円の減にした理由なんですけど、これは4月から7月までの観光案内所の職員の賃金480万円と、それから残りの分については事務費の見直しをしました。これは観光協会を立ち上げるためのデスクとかパソコンとか、そういう機器の見直しをしてその分を減にしております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

この一括交付金の件で内諾がおくれているということは知っています。それでこういうことになっているんだなと理解はできますけど、この補正事由が、おくれているから事業全体の見直しのために減額という1行で済んで、そのあたりの内訳がそうだったらわかるんだけど、7月から4カ月分の賃金とか、そういったのが補正しそうですといたら一般財源なのか、いわゆる組み替えの必要が生じたという感じなのか、何かしっくりこないんですよ。何でスタートしていない事業の人件費を一般財源から出すのかという、要するに単純にそう思うわけですよ。これはそういうことで、非常に今回は一括交付金でわかりづらくなっているものですからね、賃金とかそういったのをなぜ一般財源から出すのかなというふうに非常に疑問を感じています。それで、先ほども金城議員が言いましたけれども、この観光案内所の件については非常に私もすっきりしないですね。ふるさと雇用再生事業のあれも、制度を使って予算を取りましたよね、補助金で。今回も一括交付金を取っているけど、実質的には観光案内所の職員の給料を払うための事業でしょう、これ。そう言われても間違いはないですよ。前回の2年間もそうだし、どうのこうの国は事業をとっているけれども、そうじゃなくて事業所の人件費を払うための名目。そのための補助事業とかいろいろ一括交付金事業

をとっているというのが実態じゃないかなと思っています。もしそうであれば、先ほどの説明もすんなりそう言えばそうだなと納得いくんですよ。海の拠点事業とか何とかじゃなくて、観光案内所自体が拠点なんだから、そこら辺は費用による大人の対応でありますけど、感情的には観光案内所の維持費、人件費を出すためにいろいろ手取り足取り2年ごとにいろいろな事業をとってつないでいるようにしか見えませんね。ですからこれは観光協会、先ほども金城議員が言いましたけど、協会ということになれば会費を集めて会費運営で、地域の事業所、観光事業者が自発的にやって、それに対してやっていくのならわかりますけど、それを事務局もない、役場がやっている。そして今、実際、観光案内所の職員はほとんど臨時職員みたいな形になっていますよね。何か社会主義国家みたいに、みんな役場の関連で給料を払うために国から、県から事業をもらってやっているようにしか見えませんね。これはちょっと私も一考すべきだと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに。5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

私のほうからはですね、1点だけちょっと聞きたいことがあります。座間味海域安全带事業（ライフセーバー）とあるんですけども、当初予算が1,000万円。ちょっと説明書きのところで補正理由及びのところですね、当初は4月から7月までは一般財源で単費事業ということで1,000万円組まれていますよね。この補正で200万円ちょっとですけども8月から10月末までの交付金事業による委託ということでは書かれていまして、200万円ふえているんですが、何か理由がですね、何かこじつけみたいな、秋口の修学旅行の受け入れまでの配置を行うために期日の延長が生じたためと書いてあるんですが、何かこれは修学旅行の大体、日にちは阿嘉・慶留間を見ていると、大体10月から1月ぐらいまでほとんど組まれているんですよ。それからちょっと理由にはならないと思うんですけども、その点ちょっと内容的なものをちょっと説明できませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これまではですね、ライフセーバーの配置というのは7月から8月の2カ月間だったんですが、これを一括交付金を利用して今回は5月から10月までの期間、配置をするということで計上しておりますが、やはり10月までは修学旅行、島に入ってくる修学旅行がかなりいるということで、さらに期間を延長しまして、その修学旅行の安全まで確保する必要があるということで、1カ月間は当初計画していたのより延長して範囲も広くしております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

なぜそれを聞くかと言いますと、修学旅行の受け入れ態勢はですね、まず海水浴に行くのは、例えばちょっと座間味のほうはわからないんですけども、阿嘉・慶留間のほうでは旅行会社のほうからダイビング協会がほとんどボートを持っている方がお願いされて、協会にお願いされて連れて行って責任を持ってボートシュノーケリングですか、させているものですから、なんでわざわざ修学旅行のために急にぱっと変更して200万円も予算が簡単に出てくるのかなという、そういうちょっとこじつけのような感じに思ったものですからちょっと聞いたんですけども。その辺は座間味はそうかもしれないんですけども、阿嘉・慶留間の受け方としては、その辺はちょっとほかの人から私らも聞かれた場合には、何でかというふうにかかれて説明してと言われたら、私らも正直に言って説明できませんので、その辺の内容をしっかりと考えて組ん

でいただきたいと思います。お願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成24年度座間味村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 平成24年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第38号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第38号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成24年第2回座間味村議会臨時会を閉じます。

閉 会（午後3時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 勝 英

署名議員 金 城 善 昇